

「第2期西宮市スポーツ推進計画（素案）」に対する 意見提出手続（パブリックコメント）の結果を公表します

「第2期西宮市スポーツ推進計画（素案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）について、ご意見とそれに対する市の考え方をとりまとめましたので公表します。貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

※ いただいたご意見は、原則として要約したものを記載しています。また、個人・団体等への誹謗中傷など市が不適切と判断した内容や個人等が特定される内容については、記載していません。

1. 意見募集結果概要

【意見募集期間】 令和5年10月20日（金）～令和5年11月20日（月）

【意見提出者数】 3名

【意見提出件数】 3件

≪回答分類別≫

回答分類	説明	件数
① 素案に記載済みの内容です	いただいたご意見の内容は既に素案に盛り込まれています。	1件
② 素案を修正します	いただいたご意見をもとに素案を修正します。	0件
③ 今後の参考・検討とします	素案の修正はしませんが、いただいたご意見は今後の参考（検討）にします。	2件
④ 素案のとおりとします	ご意見の反映や対応が困難、または、市の考え方と方向性が合致しない内容です。	0件
⑤ その他	素案の内容と直接関係のないご意見、感想等（①～④に該当しないもの）。	0件
	合計	3件

問合せ先：西宮市 スポーツ推進課 TEL 0798-35-3426

2 ご意見の内容及び市の考え方について

No	素案の項目（ページ）	ご意見の内容	件数	市の考え方	回答分類
1	P37 第3章 4 施策の展開 基本方針1 (2)見るスポーツの推進 ①「みる」スポーツに対応した施設の整備・周知	近年、子どもたちの運動能力の低下が問題となっています。公園の遊具は、昔ほどなくなり、ボール遊びが禁止されている公園も多く、子どもたちがのびのびと遊べる居場所が少なくなっているように感じます。中央運動公園の再整備には、子どもたちが外に遊びに行きたくするような工夫や、のびのびと遊べる安全な公園になるといいなと思っています。 また、プロスポーツを見たり、選手とスポーツを体験できる機会は、子どもたちにとって大きな夢とあこがれです。新体育館にプロスポーツの誘致など身近で活動しているプロスポーツがあると嬉しいです。プロスポーツを見たり、家族で遊べる公園であったり、様々な運動を楽しめる場所になることを期待します。	1件	再整備事業にあたっては、子どもたちが安全・安心に遊ぶことができる公園づくりを目指しており、子どもが外で自由に遊ぶきっかけとなり、ひいては運動能力の向上につなげていけるよう取り組んでまいります。 また、新しい体育館はみるスポーツにも対応しておりますので、まずはプロスポーツを含め、観戦機会の提供に努めてまいりたいと考えています。	① 素案に記載済みの内容です
2	P41 第3章 4 施策の展開 基本方針2 (1)多様なニーズに応じた運動・スポーツ環境の充実 ①多世代が利用可能な運動・スポーツ環境の充実	西宮市立施設を利用しているがなかなか予約も取りづらい状況の中、実際には特定の団体に偏りが見られている。この状況では施設認知度や使用経験者を増やす事に繋がらないので予約システムの再考が必要ではないかと思う。具体的には同一団体複数申し込みの規約違反の取り締まりが必要と思われる。 また、団体の増加がみられ市立施設だけで満足に利用する事が難しいのであれば市立学校のグラウンドや体育館の有効活用を検討して頂きたい。現在、スポーツクラブ21加盟団体のみ利用できる状態かと思うので当該地域で活動している団体への解放を検討して頂きたい。ある程度の利用料を徴収する事で市立施設の施設維持費の一部を賄う事も可能になるかもしれない。 スポーツに関わる仕事でも生活ができるんだと子供達が感じられるくらい、生き生きとスポーツ事業に取り組む大人が周りに多ければそれだけ子供達がスポーツにふれあい、経験し成長していく場の提供に繋がると感じている。「子供の頃やったことある」で終わる事なく持続的にスポーツと繋がり、豊かな人生をすごすことができる土台の形成を期待している。	1件	人気の高い施設、時間帯について、予約が取りにくい状況となっていることは市としても課題であると認識しております。架空の団体や同一団体が複数登録し、抽選に参加しようとするケースについては、代表者と実際の利用者が異なることが多いため、不正利用対策として、代表者が利用申し込みを行い、当日窓口に来館していただくことを原則としています。さらに、予約取消直後に、特定の団体への予約が集中している場合は、架空の団体による抽選申し込みがないかを確認するため、取消した団体の代表者に連絡し、ご自身で予約を行っているか調査も実施しております。 不正使用が認められた場合及び何度注意しても本人が来ない場合は、施設使用の不許可、カードの登録資格抹消を行うとともに、公平に施設をご利用いただけるよう、ペナルティ制度の見直しについて検討いたします。 また、市立小学校及び中学校については、一定の要件を満たしておれば施設の使用は可能であり、使用料を徴収するかは減免規定によります。市立学校の施設開放については「学校施設の目的外使用に関する規則・要綱」に基づき行っております。	③ 今後の参考・検討とします
3	P46 第3章 4 施策の展開 基本方針3 (2)関係団体との連携・協力 ②学校等とスポーツ団体の連携	部活動が地域移行となっているにもかかわらずほとんどそこに触れられていない。SC21との連携を考えるならば中学校区内で考えていかなければいけない。また教員の兼業兼職を早く認めていかないと指導者不足に陥ると思う。小学校はSC21で楽しくスポーツをする、中学校では部活動を通して少し専門的にやる、そして高校ではそれぞれの分野に分かれて専門的にやるという形で生涯スポーツの観点からやらなければならない。骨子案については大変素晴らしいものだと感じるが、やはりスポーツによって社会をかえるぐらいのいきおいでやっていただきたいと思う。	1件	休日の部活動地域移行に関しましては、現在「西宮市部活動地域移行推進協議会」を立ち上げ、行政、学校、地域団体等でどのような形で移行するのか協議を行っているところです。 今後、当該協議会で決定した事項につきましては、適切なタイミングで市民の方へ公開することを検討しております。	③ 今後の参考・検討とします